

国土交通省が実施した政策評価についての個別審査結果

1 審査の対象

「政策評価に関する基本方針」（平成13年12月28日閣議決定、平成17年12月16日改定。以下「基本方針」という。）では、政策評価の円滑かつ着実な実施のため、総務省は「各行政機関が実施した政策評価について、その実施手続等の評価の実施形式において確保されるべき客観性・厳格性の達成水準等に関する審査」等に重点的かつ計画的に取り組むこととされている。

今回審査の対象とした政策評価は、次のとおりである。

- ア 「平成18年度政策評価チェックアップ結果評価書」（平成19年8月10日付け国政評第16号による送付分）における実績評価方式による27件（151業績指標）の政策評価
- イ 「平成20年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」（平成19年8月29日付け国政評第19号による送付分）における事業評価方式による67件の政策評価（事前）

2 実績評価方式による政策評価についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

（目標の設定状況）

実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である（注）。

- 目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか。

（注）達成すべき目標は行政活動の一定のまとまりを対象として設定されるものであり、様々な要素を包含することとなる。このため、その具体的な達成水準を一義的に示すことは一般的に困難であり、その場合、関連した測定可能な指標を用いて、それぞれの指標ごとに達成水準を示す具体的な目標を設定し、その実績の測定をもって、達成すべき目標の達成水準の測定に代えることが必要となる。そのような措置を講じている府省の審査においては、達成すべき目標と測定可能な指標との構造を明らかにした上で審査を行うものとする。

（2）審査の結果

「平成18年度政策評価チェックアップ結果評価書」における実績評価方式による27件（151業績指標）の政策評価についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

政策評価審査表（実績評価関係）

政策番号	政策	目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無						
		達成すべき目標 （「達成目標」）	目標分類	指標数	測定指標	指標分類	目標値	指標の目標値等の設定の有無
○ 暮らし 生活空間の充実等を通じた豊かな生活の実現								
1	居住水準の向上	○ 政策目標1 居住水準の向上 多様なライフスタイル、ライフステージに対応した、ゆとりある快適な住まいを様々な選択肢から選べること	C					
		○ (1) 良質な住宅取得と賃貸住宅の供給を促進する		1	最低居住面積水準未満率（％）	CM	概ね0% (H22年度)	○
2	バリアフリー社会の実現	○ 政策目標2 バリアフリー社会の実現 すべての人々、特に高齢者や障害者等にとって、生活空間が移動しやすく、暮らしやすい状態にあること	C					
		○ (1) 住宅をバリアフリー化する		1	1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（％） 住宅	CM	約1割 (H19年度)	○
				1	高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（％） 一定のバリアフリー化	CM	56% (H22年度)	○
				1	高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（％） 高度のバイラフリー化	CM	17% (H22年度)	○
				1	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率（％）	CM	19% (H22年度)	○
		○ (2) 不特定多数の者が利用する建築物をバリアフリー化する		1	1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（％） 建築物	CM	約4割 (H19年度)	○
				1	不特定多数の者等が利用する一定の建築物（新築）のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合（％）	CM	30% (H20年度)	○
		○ (3) 移動空間をバリアフリー化する		1	1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（％） 道路	CM	約5割 (H19年度)	○
				1	1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（％） 旅客施設の段差解消	CM	7割強 (H19年度)	○
				1	1日当たりの平均利用者が5,000人以上の旅客施設、その周辺等の主な道路、不特定多数の者等が利用する一定の建築物及び住宅のバリアフリー化の割合（％） 視覚障害者誘導用ブロック	CM	8割強 (H19年度)	○
				1	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 低床バス車両（％）	CM	65% (H22年度)	○
				1	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 ノンステップバス車両（％）	CM	30% (H22年度)	○
				1	低床バス車両・ノンステップバス車両の導入割合及び福祉タクシーの導入数 福祉タクシー（台）	CM	18,000台 (H22年度)	○
				1	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（％） 鉄軌道車両	CM	50% (H22年度)	○
				1	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（％） 旅客船	CM	50% (H22年度)	○
				1	バリアフリー化された鉄軌道車両、旅客船、航空機の割合（％） 航空機	CM	65% (H22年度)	○
		○ (4) 都市公園をバリアフリー化する		1	バリアフリー化された都市公園の園路及び広場、駐車場、便所の割合（％） 園路及び広場	CM	約45% (H22年度)	○
				1	バリアフリー化された都市公園の園路及び広場、駐車場、便所の割合（％） 駐車場	CM	約35% (H22年度)	○
				1	バリアフリー化された都市公園の園路及び広場、駐車場、便所の割合（％） 便所	CM	約30% (H22年度)	○

		○	(5) 路外駐車場をバリアフリー化する	1	バリアフリー化された路外駐車場の割合 (%)	CM	約40% (H22年度)	○	
3	子育てしやすい社会の実現	○	政策目標3 子育てしやすい社会の実現 生活空間が、子供が健やかに成長できる状態にあること	C					
		○	(1) 良質なファミリー向け住宅の供給を促進する	1	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (%) 全国	CM	50% (H22年度)	○	
		○	(2) 水辺における児童の自然体験を支援する	1	子育て世帯における誘導居住面積水準達成率 (%) 大都市圏	CM	45% (H22年度)	○	
		○	(3) 都市住民が身近に使える公園を確保する	1	自然体験活動拠点数 (箇所)	P	420箇所 (H18年度)	○	
		○	(4) 歩いていける範囲の都市公園の整備率 (%)	1	歩いていける範囲の都市公園の整備率 (%)	P	66% (H19年度)	○	
4	住環境、都市生活の質の向上	○	政策目標4 住環境、都市生活の質の向上 住みやすい環境、便利で利用しやすい機能を備えた快適で魅力あるまちの中で、安全でゆとりある、質の高い生活を送ることができること	C					
		○	(1) ゆとりある住環境に必要な都市公園等を確保する	1	1人当たり都市公園等面積 (㎡/人)	P	9.3㎡/人 (H19年度)	○	
		○	(2) 下水道等の汚水処理施設を普及させる	1	汚水処理人口普及率 (%)	CM	86% (H19年度)	○	
		○	(3) 都市部における良好な水辺空間を形成する	1	下水道処理人口普及率 (%)	CM	72% (H19年度)	○	
		○	(4) 良好な水辺空間を形成する	1	都市空間形成河川整備率 (%)	P	40% (H18年度)	○	
		○	(5) 良好な宅地供給を促進する	1	良好な環境を備えた宅地整備率 (%)	CM	32% (H22年度)	○	
		○	(6) 電線類を地中化する	1	市街地の幹線道路の無電柱化率 (%)	CM	15% (H19年度)	○	
		○	(7) 中心市街地を再生する	1	中心市街地人口比率の減少率	CM	前年度比0.5%減 (H21年度)	○	
5	アメニティ豊かな生活環境の形成	○	政策目標5 アメニティ豊かな生活環境の形成 水と緑豊かで、美しい景観を有する生活環境の中で暮らせること	C					
		○	(1) 海岸における親水空間等を形成する	1	人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長 (km)	P	約6,800km (H19年度)	○	
		○	(2) 公共空間における緑化等を推進する	1	都市域における水と緑の公的空間確保量 (%)	CM	12㎡/人を約1割増 (13㎡/人) (H19年度)	○	
6	良質で安全な水の安定した利用の確保	○	政策目標6 良質で安全な水の安定した利用の確保 きれいな水、おいしい水を豊かに確保できること	C					
		○	(1) 河川の正常な流量を確保する	1	河川の流量不足解消指数 (%)	P	61% (H18年度)	○	
		○	(2) 水道水源域の水質を改善する	1	水道水源域における下水道処理人口普及率 (%)	CM	60% (H18年度)	○	
		○	(3) 河川の水質を改善する	1	河川における汚濁負荷削減率 (%)	CM	78% (H19年度)	○	
○ 安全 防災の高度化の推進と交通安全対策の強化									
7	水害等による被害の軽減	○	政策目標7 水害等による被害の軽減 水害、土砂災害、津波、高潮、雪害、火山噴火災害等の災害に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること	C					
		○	(1) 水害による被害を軽減するため、施設整備を行う	1	洪水による氾濫から守られる区域の割合 (%)	CM	約62% (H19年度)	○	
		○	(1) 水害による被害を軽減するため、施設整備を行う	1	床上浸水を緊急に解消すべき戸数 (万戸)	CM	約6万戸 (H19年度)	○	
		○	(1) 水害による被害を軽減するため、施設整備を行う	1	流下能力不足橋梁数 (橋)	P	3,500橋 (H18年度)	○	

1	下水道による都市浸水対策達成率 (%)	CM	54% (H19年度)	○
---	---------------------	----	----------------	---

			○ (2) 災害の危険性に関する情報を普及させる	1	ハザードマップ認知率 (%) 洪水	CM	70% (H18年度)	○
			○ (3) 台風時の被害を軽減するため、気象情報を充実する	1	ハザードマップ認知率 (%) 火山	CM	76% (H18年度)	○
			○ (4) 土砂災害による被害を軽減するため、施設整備を行う	1	台風中心位置予報の精度 (km)	P	260km (H22年)	○
			○ (5) 津波・高潮等の災害による被害を軽減するため、施設整備を行う	1	土砂災害から保全される戸数 (万戸)	CM	約140万戸 (H19年度)	○
				1	土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設数 (施設)	CM	約4,100施設 (H19年度)	○
				1	津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積 (万ha)	CM	約10万ha (H19年度)	○
8	地震・火災による被害の軽減	○	政策目標 8 地震・火災による被害の軽減 地震や火災に対する備えが充実し、また災害発生後の適切な対応が確保されることで、これらの災害による生命・財産・生活に係る被害の軽減が図られること	C				
			○ (1) 災害時の緊急支援ルートを確保する	1	災害時に広域的な救援ルートが確保されている都市の割合 (%)	CM	76% (H19年度)	○
			○ (2) 震災時の水害による被害を軽減するための施設整備を行う	1	地震時に防護施設の崩壊による水害が発生する恐れのある地域の解消 (ha)	CM	約10,000ha (H19年度)	○
			○ (3) 多数の者が利用する建築物を耐震化する	1	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 (%) 建築物	CM	約2割 (H19年度)	○
			○ (4) 住宅を耐震化する	1	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率 (%) 住宅	CM	約65% (H19年度)	○
			○ (5) 震災時の避難地を確保する	1	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合 (%)	CM	約25% (H19年度)	○
			○ (6) 震災時の緊急物資の供給を確保する	1	港湾による緊急物資供給可能人口 (万人)	CM	約2,600万人 (H19年度)	○
			○ (7) 密集市街地を改善する	1	地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地 (約8,000h) のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合 (%)	CM	約3割 (H19年度)	○
9	交通安全の確保	○	政策目標 9 交通安全の確保 陸・海・空の交通に関する安全を確保するため、事故やテロ等の未然防止と被害軽減が図られること	C				
			○ (1) 海上における死亡・行方不明者を減少させる	1	海難及び船舶からの海中転落による死亡・行方不明者数 (人)	CM	220人以下 (H22年)	○
			○ (2) 船舶交通の安全を確保する	1	ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数 (件)	CM	0件 (H18年度以降毎年度)	○
			○ (3) ハイジャック・航空機テロの発生を防止する	1	航空機に対するハイジャック・テロの発生件数 (件)	CM	0件 (H16年度以降毎年度)	○
			○ (4) 航空事故を減らす	1	国内航空における航空事故発生件数 (5年間の平均) (件/年)	CM	16.6件/年 (H15-19年の平均)	○
			○ (5) 道路交通事故を抑止する	1	道路交通における死傷事故率 (件/億台キロ)	CM	約1割削減 (約108件/億台キロ) (H19年)	○
		1		あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩行者・自転車死傷事故の抑止率	CM	約2割 (H19年)	○	
		1		あんしん歩行エリア内の全死傷事故及び歩行者・自転車死傷事故の抑止率	CM	約3割 (H19年)	○	
			○ (6) 自動車の安全性を高める	1	事故危険箇所対策実施箇所の死傷事故の抑止率 (%)	CM	約3割 (H19年)	○
				1	車両対車両衝突事故における死亡事故率 (正面衝突) (%)	CM	3.0% (H22年)	○

		○	(7)	事業用自動車の安全運行を確保する	1	事業用自動車の運行管理に起因する事故割合 (%)	CM	50% (H22年)	○	
		○	(8)	踏切道の安全を向上させる	1	「開かずの踏切」の対策率 (%)	CM	100% (H22年度)	○	
		○	(9)	鉄道の安全を確保する	1	遮断機のない踏切道数 (箇所)	CM	4,000箇所 (H22年度)	○	
	1				急曲線における速度超過防止用ATS等の設置率 (緊急整備計画に基づくもの) (%)	CM	100% (H21年度)	○		
	1				地方中小鉄道におけるATS設置率 (誤出発防止機能を有するもの) (%)	CM	100% (H18年度)	○		
		○	(10)	船舶の安全航行を確保するため放置艇を減らす	1	港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率 (%)	CM	55% (H18年度)	○	
		○	(11)	道路構造物を適切に維持管理する	1	道路構造物保全率 (%) 橋梁	CM	93% (H19年度)	○	
	1				道路構造物保全率 (%) 舗装	CM	91% (H14の水準 (91%) を維持) (H19年度)	○		
10	海上における治安の確保	○		政策目標10 海上における治安の確保 海上における犯罪の危害から生命、財産の安全の確保が図られること	C					
		○	(1)	海上及び海上からのテロによる被害を防止する	1	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数 (件)	CM	0件 (H18年度以降毎年度)	○	
		○	(2)	海上ルートによる薬物・銃器の流入を阻止する	1	薬物・銃器密輸事犯の摘発件数 (過去5年間の平均値) (件/年)	CM (P)	22.0件/年 (H15-19年の平均)	○	
11	船員災害の防止	○		政策目標11 船員災害の防止 船員に安全な労働環境を確保するため、労働災害の未然防止と被害軽減が図られること	C					
		○	(1)	船員災害を防止する	1	船員災害発生率 (‰)	CM	10.8‰ (H19年度)	○	
○ 環境 地球環境から身近な生活環境までの保全・創造										
12	地球環境の保全	○		政策目標12 地球環境の保全 地球環境保全への取組みがなされること	C					
		○	(1)	自動車の燃費を向上させる	1	重量車の平均燃費向上率 (%) 平成14年度比	CM	7% (H22年度)	○	
		○	(2)	モーダルシフトを推進する	1	国内長距離貨物輸送におけるモーダルシフト化率 (%)	CM	47% (H18年度)	○	
		○	(3)	住宅・建築物の省エネルギー化を推進する	1	住宅、建築物の省エネルギー化率 (%) 一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率	CM	31% (H22年度)	○	
	1				住宅、建築物の省エネルギー化率 (%) 新築住宅における次世代省エネ基準 (平成11年基準) 達成率	CM	50% (H20年度)	○		
	1				住宅、建築物の省エネルギー化率 (%) 一定の新築建築物における次世代省エネ基準 (H11年基準) 達成率	CM	80% (H20年度)	○		
13	大気、騒音等に係る生活環境の改善	○		政策目標13 大気、騒音等に係る生活環境の改善 大気汚染や騒音等による生活環境への影響の改善や都市のヒートアイランド現象の緩和が図られること	C					
		○	(1)	自動車から排出されるNOx・PMを減少させる	1	NO2・SPMの環境目標達成率 (%) NO2	CM	約8割 (H19年度)	○	
	1				NO2・SPMの環境目標達成率 (%) SPM	CM	約6割 (H19年度)	○		
		○	(2)	幹線道路の沿道住民の騒音被害を軽減する	1	夜間騒音要請限度達成率 (%)	CM	72% (H19年度)	○	
		○	(3)	空港周辺の騒音による生活環境への障害を軽減する	1	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率 (%)	CM	95% (H18年度)	○	

14	良好な自然環境の保全、再生及び創出	○	政策目標14 良好な自然環境の保全、再生及び創出 豊かで美しい自然環境の保全、再生及び創出が図られること	C						
			○		(1) 失われた水辺を再生する	1	失われた自然の水辺のうち、回復可能な自然の水辺の中で再生した水辺の割合(%)	CM	約2割 (H19年度)	○
			○		(2) 失われた湿地・干潟を再生する	1	失われた湿地や干潟のうち、回復可能な湿地や干潟の中で再生したものの割合(%)	CM	約3割 (H19年度)	○
			○		(3) 都市域における自然環境を再生する	1	生物多様性の確保に資する良好な樹林地等の自然環境を保全・創出する公園・緑地(ha)	P	2,400ha (H19年度)	○
15	良好な水環境への改善	○	政策目標15 良好な水環境への改善 良好な水質、健全な水量等を有する水環境への改善が図られること	C						
			○		(1) 水質保全上重要な地域における水質を改善する	1	環境基準達成のための高度処理人口普及率(%)	CM	17% (H19年度)	○
						1	湾内青潮等発生期間の短縮(%)	CM	H14比約5%減 (H19年度)	○
			○		(2) 都市の親水空間の確保のため、合流式下水道を改善する	1	合流式下水道改善率(%)	CM	40% (H19年度)	○
16	循環型社会の形成	○	政策目標16 循環型社会の形成 資源の循環利用等により、環境負荷の低減を目指す循環型社会の形成が図られること	C						
			○		(1) 建設工事のリサイクルを推進する	1	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(%)	CM	98%以上 (H22年度)	○
						1	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(%) コンクリート塊(再資源化率)	CM	96%以上 (H22年度)	○
						1	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(%) 建設発生木材(再資源化率、再資源化・縮減率)	CM	65%(95%) (H22年度)	○
						1	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(%) 建設汚泥(再資源化・縮減率)	CM	75% (H22年度)	○
						1	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(%) 建設混合廃棄物	CM	H12比50%削減 (H22年度)	○
						1	建設廃棄物の再資源化・縮減率及び建設発生土の有効利用率(%) 建設発生土	CM	90% (H22年度)	○
			○		(2) 海面処分場の容量を確保する	1	可能な限り減量化したうえで海面処分場でも受入が必要な廃棄物の受入(%)	CM	100% (H18年度以降毎年度)	○
			○		(3) 循環資源の輸送コストを低減する	1	循環資源国内輸送コスト低減率(%)	CM	H14比約1割減 (H19年度)	○
			○		(4) 下水汚泥のリサイクルを推進する	1	下水汚泥のリサイクル率(%)	CM	68% (H19年度)	○
○ 活力 都市再生や地域連携、観光振興等を通じた、魅力と活力にあふれる経済社会の形成										
17	広域的モビリティの確保	○	政策目標17 広域的モビリティの確保 全国的な基幹的ネットワークの整備等により、人や物の広域的な移動・交流の拡大、効率化が図られること	C						
			○		(1) 地域の競争条件確保のための幹線道路網を構築する	1	規格の高い道路を使う割合(%)	CM	15% (H19年度)	○
			○		(2) 整備新幹線の整備、在来幹線鉄道の高速度化を推進する	1	5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(km)	CM (P)	15,200km (H20年度)	○

		○	(3) 国内航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する	1	国内航空サービス提供レベル（億座席キロ）	CM	1,500億座席キロ（H19年度）	○
18	国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化	○	政策目標18 国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化 国際的な水準の交通サービスの確保、国際的な人の移動の促進、国際物流の円滑化等が図られ、国際競争力等の確保・強化が図られること					
		○	(1) 国際海上貨物の輸送コストを低減する	1	国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率（%）	CM	H14比5%減（H19年度）	○
		○	(2) 国際航空需要の増大に応じた輸送サービス提供量を確保する	1	国際航空サービス提供レベル 国際航空旅客（億座席キロ）	CM	4,800億座席キロ（H19年度）	○
				1	国際航空サービス提供レベル 国際航空貨物（億トンキロ）	CM	300億トンキロ（H19年度）	○
		○	(3) 国際航空需要の増大に対応するため、航空交通容量を拡大する	1	国際航空路線において最適経路を航行できる航空機の割合（%）	CM	100%（H19年）	○
		○	(4) ふくそう海域における円滑な船舶航行を確保する	1	ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮（分） 東京湾	CM	150分（H14に比べ約15%短縮）（H19年度）	○
				1	船舶航行のボトルネックの解消率（%）	P	90%（H18年度）	○
		○	(5) 国際空港への鉄道アクセスを向上させる	1	国際拠点空港と都心部との間の円滑な鉄道アクセスの実現（都心部との間の鉄道アクセス所要時間が30分以内である三大都市圏の国際空港の数）（空港）	CM	2空港（H18年度）	○
		○	(6) 空港・港湾・道路等の連携を強化する	1	拠点的な空港・港湾への道路アクセス率（%）	CM	68%（H19年度）	○
		○	(7) 都市再生を促進する	1	都市再生緊急整備地域等における民間投資誘発量（ha）	CM	2,500ha（H19年度）	○
		○	(8) 三大都市圏の環状道路ネットワークを形成する	1	三大都市圏環状道路整備率（%）	CM（P）	60%（H19年度）	○
		○	(9) 土地の高度利用と市街地の防災性の向上を図る	1	都市機能更新率（%） 建築物更新関係	CM	36%（H20年度）	○
19	物流の効率化	○	政策目標19 物流の効率化 利便性が高く、効率的で魅力的な物流サービスが提供されること					
		○	(1) 複合一貫輸送を促進する	1	複合一貫輸送に対応した内貨ターミナルから陸上輸送半日往復圏の人口カバー率（%）	CM	80%（H18年度）	○
		○	(2) 国内海上輸送コストを低減させる	1	フェリー等国内貨物輸送コスト低減率（%）	CM	H14比4%減（H19年度）	○
20	都市交通の快適性、利便性の向上	○	政策目標20 都市交通の快適性、利便性の向上 都市における交通渋滞・混雑が緩和され、円滑な交通が確保されるほか、利用しやすい交通機能を備えた快適で魅力ある都市生活空間等が形成されること					
		○	(1) 都市鉄道網を充実させる	1	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（km） 東京圏	P	2,387（内、複々線区間 221）km（H18年度）	○
				1	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（km） 大阪圏	P	1,565（内、複々線区間 135）km（H18年度）	○
				1	都市鉄道（三大都市圏）の整備路線延長（km） 名古屋圏	P	973（内、複々線区間 2）km（H18年度）	○
				1	都市鉄道（東京圏）の混雑率（%）	CM	165%（H18年度）	○
		○	(2) バスの利便性を向上させる	1	バスの利便性向上に資する事業者の取組状況 バスロケーションシステムが導入された系統数（系統）	CM	4,000系統（H18年度）	○
				1	バスの利便性向上に資する事業者の取組状況 コミュニティバスの運行に取り組む事業者数（事業者）	CM	330事業者（H18年度）	○

				1	バスの利便性向上に資する事業者の取組状況 バスカードを導入したバス車両の割合 (%)	CM	75% (H18年度)	○
		○	(3) 都市内の交通渋滞を緩和する	1	道路渋滞による損失時間 (億人時間/年)	CM	38.1億人時間/年を約1割削減 (H19年度)	○
				1	E T C利用率 (%)	CM	75% (H19年春)	○
				1	路上工事時間の縮減率 (時間/km・年)	CM	201時間/km・年を約2割削減 (H19年度)	○
21	地域交通確保	○	政策目標21 地域交通確保 地域の基礎的な生活基盤となる交通手段が確保され、安心感が醸成されること	C				
		○	(1) 地方バス路線を維持する	1	地方バス路線の維持率 (%)	CM	100% (H20年度)	○
		○	(2) 離島航路を維持する	1	有人離島のうち航路が就航している離島の割合 (%)	CM	71% (H22年度)	○
		○	(3) 離島航空路を維持する	1	生活交通手段として航空輸送が必要である離島のうち航空輸送が維持されている離島の割合 (%)	CM	96% (H22年度)	○
22	地域間交流、観光交流等内外交流の推進	○	政策目標22 地域間交流、観光交流等内外交流の推進 地域間交流、観光交流等の国内外の交流が促進され、地域や経済の活性化が図られること	C				
		○	(1) 外国人旅行者の訪日を促進する	1	訪日外国人旅行者数 (万人)	CM	743万人 (H18年)	○
		○	(2) 国民の観光を促進する	1	国民一人当たりの平均宿泊旅行回数 (回)	CM	2回 (H18年度)	○
		○	(3) 国営公園の利用を促進する	1	全国民に対する国営公園の利用者数の割合 (全国民の○人に一人が利用)	CM	4人 (H19年度)	○
		○	(4) ダム周辺施設等の利用を促進する	1	地域に開かれたダム、ダム湖活用者数 (万人/年間)	CM	621万人/年間 (H18年度)	○
		○	(5) 地域の交流を促進する	1	隣接する地域の中心の都市間が改良済みの国道で連絡されている割合 (%)	CM	77% (H19年度)	○
				1	日常生活の中心となる都市まで、30分以内で安全かつ快適に走行できる人の割合 (%)	CM	68% (H19年度)	○
23	新たな市場の育成	○	政策目標23 新たな市場の育成 創業・起業がしやすく、また、新たな投資を呼び込むような魅力ある市場環境が整備され、時代のニーズにあった市場が発展すること	C				
		○	(1) 不動産証券化市場を健全に発展させる	1	不動産証券化市場規模 (兆円)	CM	26兆円 (H18年度)	○
		○	(2) 中古住宅・不動産流通を促進する	1	指定流通機構 (レインズ) における不動産仲介物件等の登録データ量 (千件)	CM	200千件 (H17年度)	○
				1	既存住宅の流通シェア (%)	CM	19% (H22年)	○
				1	住宅の利活用期間 減失住宅の平均築後年数 (年)	CM	35年 (H22)	○
				1	住宅の利活用期間 住宅の減失率 (%) (5年間の平均)	CM	7.5% (H17-22年)	○
		○	(2) 住宅リフォーム市場を活性化	1	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合 (%)	CM	3.9% (H22年)	○

			(3) はモリノオーム市場を治はしめる	1	25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している分譲マンション管理組合の割合 (%)	CM	38% (H22年)	○
24	公正で競争的な市場環境の整備	○	政策目標24 公正で競争的な市場環境の整備 公正で競争的な市場環境、民間が活動しやすい市場環境が整備され、市場の活性化が図られること	C				
		○	(1) 建設業における不良・不適格業者を排除する	1	「発注者支援データベース・システム」の導入状況 (%)	P	100% (H18年度)	○
		○	(2) 公共工事の入札及び契約の適正化を推進する	1	公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況 (%)	P	100% (H18年度)	○
		○	(2) 公共工事の入札及び契約の適正化を推進する	1	公共工事入札契約適正化指針に基づく主な措置状況 (%)	P	80% (H18年度)	○
		○	(3) トラック市場における公正かつ競争的な市場環境の整備	1	トラック輸送における営業用トラック輸送の割合 (%)	CM	54% (H18年度)	○
		○	(4) 基礎的な土地情報を整備する	1	地籍が明確化された土地の面積 (千km ²)	P	158千km ² (H21年度)	○
25	産業の生産性向上	○	政策目標25 産業の生産性向上 経済の持続可能な成長へ向けて、産業の生産性向上が図られること	C				
		○	(1) 専門工事業のイノベーションを促進する	1	建設業者に係る経営革新計画の承認件数 (件)	P	13件 (H18年度)	○
		○	(2) 自動車整備事業の生産性を向上させる	1	指定整備工場数 (工場)	P	30,000工場 (H22年度)	○
26	消費者利益の保護	○	政策目標26 消費者利益の保護 消費者の市場における自由な選択が確保され、利益が守られること	C				
		○	(1) 住宅性能評価・表示を普及させる	1	新築住宅における住宅性能表示の実施率 (%)	CM	50% (H22年度)	○
		○	(2) 自動車の安全性に関する情報を普及させる	1	衝突安全性能及び歩行者頭部保護性能の高い乗用車の市場普及指標 衝突安全性能	CM	77 (H18年度)	○
				1	衝突安全性能及び歩行者頭部保護性能の高い自動車の市場普及指標 歩行者頭部保護性能	CM	42 (H18年度)	○
○ 共通の政策課題								
27	IT革命の推進	○	政策目標27 IT革命の推進 国民生活や産業社会におけるIT化とともに、行政サイドのIT化が進められ、誰もが恩恵を享受できる「日本型IT社会」の実現が図られること	C				
		○	(1) 地理情報の利用環境の整備・充実を図る	1	電子国土Webシステムを利用する団体の数 (団体)	CM	2000団体 (H20年度)	○
合計	27政策	○=27						
			119下位目標	151	CM=132 P=19			○=151

(注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(実績評価関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（実績評価関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「政策番号」欄	国土交通省の平成18年度政策チェックアップ結果評価書において評価対象政策ごとに付されている番号を記入した。
「政策」欄	評価書の「政策目標（アウトカム）と施策目標（評価の単位）」欄に記載されている評価対象政策の名称を記入した。
「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄	<p>目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。</p> <p>上記に該当しないものは、「－」を記入した。</p> <p>なお、評価対象政策に複数の指標が設定されている場合には、少なくとも一つの指標について達成しようとする水準が数値化等されているものは「○」を記入した。</p>
「達成すべき目標（「達成目標」）」欄	評価書の「政策目標（アウトカム）と施策目標（評価の単位）」欄に記載されている達成目標を記入した。
「目標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「C」、「P」の別を記入した。</p> <p>なお、「C」（=outCome）はアウトカム、「P」（=outPut）はアウトプットをそれぞれ示す。</p>
「測定指標」及び「指標数」欄	「達成すべき目標」に対する実績を定期的・継続的に測定するため使用する指標及びその数を記入した。
「指標分類」欄	<p>「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）」を踏まえ、「CM」、「CI」、「P」の別を記入した。ただし、当省が示した分類と国土交通省の分類に違いがある場合には、その両方を記載し、当省の分類結果を（ ）内に示した。</p> <p>なお、「CM」（=outCome Measurable）はアウトカムで定量的な指標、「CI」（=outCome Immeasurable）はアウトカムで定性的な指標、「P」（=outPut）はアウトプット指標をそれぞれ示す。</p>
「目標値」欄	「達成すべき目標」についての目標とする値、水準等を定めている場合に、その値、水準等を記入した。
「指標の目標値等の設定の有無」欄	各測定指標に着目した場合の目標値等の設定について、上記の「目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている政策の有無」欄と同様の分類により「○」及び「－」を記入した。

アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方（総務省行政評価局）

各府省の実績評価方式を用いた評価で用いられている測定指標について、アウトカム指標とアウトプット指標との区分を分類整理するに当たっては、下記の考え方に沿って指標を分類した案を各府省に提示した。各府省がこの分類案と異なる分類の考え方を採っている場合には、当該府省の考え方を以下に別記として整理している。

記

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第3条第1項において、政策効果は「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」と定義されている。この「国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」がアウトカムに当たる。

○アウトカム指標	
行政の活動の結果として、国民生活や社会経済に及ぼされる何らかの変化や影響	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○行政サービスに対する満足度 ○講習会の受講による知識の向上、技能の向上 ○搬送された患者の救命率 ○開発途上国における教育水準（識字率、就学率） ○農産物の生産量 ○大気、水質、地質の汚染度 ○ごみ減量処理率、リサイクル率、廃棄物の再生利用量、不法投棄件数 ○株式売買高の推移 ○育児休業取得率 ○就職件数、就職率
○アウトプット指標	
アウトカム指標以外のもの	
① 行政の活動そのもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○事業の実施件数、 ○会議の開催数 ○偽造防止技術の研究件数、 ○環境基準の設定 ○検査件数、 ○行政処分の実施件数
② 行政活動により提供されたモノやサービスの量	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の開催回数 ○標準事務処理期間の遵守状況 ○電算機の稼働率、 ○助成金の支給件数・支給金額 ○パンフレットの配布数
③ 行政活動により提供されたモノやサービスの利用の結果	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○講習会、展示会等の参加者数 ○ホームページ等へのアクセス件数 ○論文の被引用数、 ○共同利用施設の利用者数 ○放送大学の学生数、高等教育機関における社会人の数 ○技術士、環境カウンセラー等の登録者数 ○相談件数、 ○インターンシップ参加者数
④ 行政機関同士や行政内部の相互作用の結果であり直接国民生活や社会経済に及ぼす影響でないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○機構・定員等の審査結果 ○一般会計予算の主要経費構成比 ○法令等審査件数 ○恩給請求書を3か月以内に総務省に進達した割合
⑤ 行政活動の結果に起因して生じている現象や事態を表す指標であるが、それ自体は直接国民生活や社会経済に及ぼす影響を表すものではないもの	(例) <ul style="list-style-type: none"> ○各種研究開発の特許取得件数 ○マネーロンダリングに関する金融機関からの届出件数 ○新規化学物質の製造、輸入に関する届出件数

(別記) 国土交通省におけるアウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方

国土交通省では、業績指標について、アウトカムに着目した指標の設定に努めているとしており、業績指標のうち、社会資本整備重点計画の第2章(注)に記載されている指標と整合性をとるため設定したものはアウトカム指標に分類している。

また、国土交通省では、業績指標について、アウトプットとアウトカムとを厳密に区分することは困難なものもあり、また、このような分類を整理するよりも、むしろ、業績指標を通じた評価を行い、現状の分析や課題の抽出等により施策の改善等につなげていくことを重視して評価に取り組んでいるとしている。このため、今年度の審査においても、昨年同様、同省の業績指標や目標値の設定の考え方による分類を中心に行った。

国土交通省では、「アウトカム指標とアウトプット指標の分類の考え方」(総務省行政評価局)においてアウトプット指標として分類されているもの一部については、以下の考え方により、アウトカム指標であると考えているとしている。なお、今年度の審査においても、昨年同様、総務省(行政評価局)の分類を()書きとして記載した。

(注) 社会資本整備重点計画(平成15年10月10日閣議決定)では、「社会資本の整備に係る計画の重点を、政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換する」とされ、「社会資本整備重点計画法の規定に基づき、毎年度の政策評価の実施等を確実にこなうもの」とされている。また、同重点計画の第2章「社会資本整備事業の実施に関する重点目標及びその達成のため効果的かつ効率的に実施すべき社会資本整備事業の概要」においては、「指標は、重点目標の主な事項について、その達成状況を定量的に測定するために設定しているもの」とされている。

<p>○ アウトプット指標分類①(行政の活動そのもの)、②(行政活動により提供されたモノやサービスの量)に該当する指標のうち、行政の活動の結果により提供されたモノやサービスが、直接国民生活や社会経済に影響を及ぼすもの</p>	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・薬物・銃器密輸事犯の摘発件数(政策目標10「海上における治安の確保」関係)・5大都市からの鉄道利用所要時間が3時間以内である鉄道路線延長(政策目標17「広域的モビリティの確保」関連)・三大都市圏環状道路整備率(政策目標18「国際的な水準の交通サービスや国際競争力等の確保・強化」関連)
--	--

3 事業評価方式による政策評価（事前）についての審査

（1）審査の考え方と点検の項目

事前評価は、政策の決定に先立ち、当該政策に基づく活動により得られると見込まれる政策効果を基礎としての確な政策の採択や実施の可否を検討するものとされている（基本方針 I-4-ア）。事前評価については、個々の研究開発、公共事業及び政府開発援助並びに規制に関して、その実施が義務付けられている（行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「評価法」という。）第 9 条及び行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令（平成 13 年政令第 323 号）第 3 条）。

これら以外の政策については、評価法上は事前評価の実施が義務付けられているわけではなく、また、必ずしも確立された手法による政策効果の把握が可能となっているわけではないが、各府省における政策評価の実施状況をみると、それぞれが定めた基本計画等に基づいて、評価法で義務付けられた政策のほか、自発的・積極的に新規の施策・事業等を対象として事前評価が行われている。

こうしたことを踏まえつつ、更に質の高い政策評価の実施に向けた今後の課題等を明らかにする観点から、以下の点検項目により審査を行う。

（政策効果の把握について）

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第 3 条）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したかをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- 政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

（事前評価の結果の妥当性の検証について）

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針 I-4-ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。

また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。

この審査において点検を行っているのは、次の項目である。

- ① 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。

- ② 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(2) 審査の結果

「平成 20 年度予算概算要求等に係る政策アセスメント結果（事前評価書）」における事業評価方式による 67 件の政策評価（事前）についての審査の結果（事実確認の整理結果）は、以下のとおりである。

(全体注) 各府省の評価の実施状況を踏まえた課題等の整理・分析については、今年度内に別途取りまとめる予定である。

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）

整理番号	政策	得ようとする効果の明確性	検証を行う時期の特定	効果の把握の方法の特定性
1	都市再生機構の賃貸住宅再編に伴う入居者負担増を抑制するための支援制度の創設	○ 低所得者が入居者の過半を占める都市再生機構の賃貸住宅ストックにおいて、建替え・改善を行う際の家賃負担の増加を抑制することにより、低所得の入居者が、家賃の急激な増加で退去を余儀なくされるようなことなく、継続して居住することを可能にするものであり、ストック再編を円滑に進めつつ、低所得者等の居住の安定を確保する。 (業績指標：最低居住面積水準未達率…概ね0%（平成22年度）)	○ 平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ（実績評価方式） (業績指標：最低居住面積水準未達率…概ね0%（平成22年度）)
2	国土交通省における総合的な少子化対策の促進	△ 国土交通省における一体的な施策を効果的に実施し、子ども、子ども連れの方、妊産婦などが、安全に安心して暮らせる社会を実現することで、政府全体で取組を強化している少子化の抑制に寄与する。 (業績指標：検討中)	○ 平成21年度に事後検証	△ 子ども、子ども連れの方、妊産婦などの利用の視点に立ち、生活空間における危険箇所（潜在化しているものも含めて）に関する全国的な情報収集と分析を実施するとともに、子どもの育成環境の視点から国土交通省の個別政策の総点検を実施し、平成20年度末に結果を取りまとめ、平成21年度に少子化対策の改善点に関するとりまとめ結果について事後検証を行う。 (業績指標：検討中)
3	医療法人による賃貸住宅の供給促進等のための地域住宅交付金の拡充	○ 住宅市場で不足しているバリアフリー化された良質な高齢者向け賃貸住宅の供給を、本年5月の制度改正により高齢者向け賃貸住宅の供給が可能となった医療法人の民間活力を活用して、促進することにより、効果的に高齢者の居住の安定の確保を図る。 (業績指標：高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）…①56%（平成22年度）②17%（平成22年度）)	○ 平成20年度政策チェックアップ	○ 政策チェックアップ（実績評価方式） (業績指標：高齢者（65歳以上の者）の居住する住宅のバリアフリー化率（①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化）…①56%（平成22年度）②17%（平成22年度）)
4	地域のニーズに応じたバリアフリー車両の開発及び標準仕様の策定	△ 新たな標準仕様の策定による車両の低コスト化を図ることにより、より一層高齢者等に優しく地域のニーズに応じたバリアフリー車両の普及が促進され、バリアフリー社会の実現が図られる。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度に事後検証	△ 事後検証を実施 (業績指標：検討中)
5	海岸環境整備事業の拡充	△ 個別の海岸ごとの海水浴など限られた利用に対応した施設の整備にとどまらず、一連の海岸を広域的に捉え、多様なニーズを踏まえた計画の策定、施設の整備、維持管理を行うことにより、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させ、地域づくりに寄与する。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 事後検証を実施 (業績指標：検討中)

6	トラック事業者の運行効率化支援による都市圏の環境改善	△ 既存のプローブ情報を活用した詳細な交通情報をトラック事業者に提供することにより、効率的な車両運行を支援し、都市圏の 대기環境・交通環境の改善が図られる。 (業績指標：検討中)	○ 平成20年度に事後検証	△ 事後検証を実施 (業績指標：検討中)
7	世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応方策推進	○ ・日本の世界の水資源問題に対する協力のあり方や我が国の水資源政策の新たな展開方向の検討に資する。 ・「アジアにおける水に関する国連ミレニアム目標達成の促進」、「国際議論の場における日本やアジアの発言力の増強」などを通じ、我が国のプレゼンスを高める主体的かつ積極的な国際貢献の実現が可能となる。 (業績指標：世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数…13件(平成23年度))	○ 平成23年度政策チェックアップ	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：世界的な水資源問題に対応するための国際会議への開催及び参加件数…13件(平成23年度))
8	歴史的環境を保全・活用したまちづくりの推進	△ 市町村が策定し国が認定する歴史的環境保全計画に基づく事業を総合的に支援することにより、単体の歴史的資産ではなく、周辺の歴史的環境の一体的な保全・整備が推進されることから、国として保全すべき歴史的資産及び周辺の歴史的環境の保全を図り、美しい国土づくりを実現するとともに、地域の活性化を図る。 (業績指標：都市域における水と緑の公的空間確保量…検討中)	○ 平成20年度以降の毎年度のチェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：都市域における水と緑の公的空間確保量…検討中)
9	民間活用型地球温暖化対策下水道事業制度の創設	△ 地域へ下水道の有する資源・エネルギーを供給することや、下水汚泥以外のバイオマスをもとめて活用・再生するなど関係主体と連携・協働した循環利用の取組が推進される。 (業績指標：下水汚泥リサイクル率…検討中)	○ 平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：下水汚泥リサイクル率…検討中)
10	地区・街区レベルの環境負荷削減対策の推進	△ 地区・街区レベルにおける環境負荷低減の目標を共有して包括的に取り組むことで、相乗的な効果を最大限発揮することが可能となり、CO2排出量削減の目標の実現を図る。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：検討中)
11	エコパーキングシステムの普及促進	△ アイドリングによるCO2排出やNOx・SPM等局所的な 대기環境悪化の解消を図る。 (業績指標：検討中)	○ 平成20年度以降事後検証	△ CO2排出量については、平成20年度以降の京都議定書のフォローアップにおいて、事後検証を実施予定であり、それに同調する形で事後検証を実施 (業績指標：検討中)

1 2	住宅・建築物に係る省エネ規制強化の実効性の確保	<p>○ 省エネ対策の必要性・重要性の高まり、施工技術等の向上、インセンティブの付与によって、住宅・建築物における省エネ性能の向上が需要側と供給側の双方から図られるため、民生部門におけるエネルギー起源CO₂の排出を一層抑制することが可能となる。</p> <p>(業績指標…住宅、建築物の省エネルギー化 (①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準 (平成11基準) 達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準 (平成11年基準) 達成率) … ①31% (平成22年度)、②50% (平成20年度)、③80% (平成20年度))</p>	○ 平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ (実績評価方式) (業績指標…住宅、建築物の省エネルギー化 (①一定の省エネルギー対策を講じた住宅ストックの比率、②新築住宅における次世代省エネ基準 (平成11基準) 達成率、③一定の新築建築物における次世代省エネ基準 (平成11年基準) 達成率) … ①31% (平成22年度)、②50% (平成20年度)、③80% (平成20年度))
1 3	市町村単位の気象警報の発表	<p>△ 市町村毎に警報を発表して、市町村が行う避難勧告等の判断の難しさを排除または軽減すると同時に、危険地域の住民が、自らが危険地域にあるかどうかを容易に判断することができるようにする。これらにより避難勧告等の発表と自主的な避難活動の促進が可能となり、気象災害の防止、軽減を図る。</p> <p>(業績指標：検討中)</p>	○ 平成23年度政策レビューにおいて事後検証	△ 政策レビュー (総合評価方式) (業績指標：検討中)
1 4	5日先までの台風予報の実施	<p>○ 台風災害の防止軽減には、人員配置、資材用意など、事前に十分な体制を整える必要がある。また、単身世帯の高齢者など要援護者の避難活動についても、対象者の確認や補助者の手配などを行う必要がある。5日予報の実施により、これらの活動に十分な時間を確保することが出来るようになり、被害の防止、軽減を図る。</p> <p>(業績指標：台風中心位置予報の精度…260km (平成22年))</p>	○ 平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ (実績評価方式) (業績指標：台風中心位置予報の精度…260km (平成22年))
1 5	次世代アメダスの整備	<p>○ 全国的に密な観測点での最大瞬間風速の取得を可能とし、また、より正確な実況監視情報の提供を可能とするなど、防災気象情報の充実が図れ、気象災害の防止・軽減に資する。</p> <p>(業績指標：台風中心位置予報の精度…260km (平成22年))</p>	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ (実績評価方式) (業績指標：台風中心位置予報の精度…260km (平成22年))
1 6	緊急地震速報精度向上のための地震観測点の強化	<p>○ 伊豆諸島、南西諸島地域に緊急地震速報に対応した地震観測点を増設 (高密度化) することにより、同地域で発生する地震について、信頼性の高い緊急地震速報をより迅速に発表することが可能となる。</p> <p>(業績指標：地震発生から地震津波情報発表までの時間…3.0分未満 (平成23年度))</p>	○ 平成22年度政策レビューにおいて事後検証	○ 政策レビュー (総合評価方式) (業績指標：地震発生から地震津波情報発表までの時間…3.0分未満 (平成23年度))

17	ケーブル式海底地震計の整備	○ 東海・東南海地震の想定震源域に緊急地震速報に対応した海底地震計を整備することで、当該地域の地震発生予測（東海地震）や精度の高い緊急地震速報を迅速に発表することができる。 （業績指標：地震発生から地震津波情報発表までの時間…3.0分未満（平成23年度））	○ 平成22年度政策レビューにおいて事後検証	○ 政策レビュー（総合評価方式） （業績指標：地震発生から地震津波情報発表までの時間…3.0分未満（平成23年度））
18	異常気象への対応のための海洋変動監視予測情報の提供	△ 新たに異常気象に密接に関係する太平洋・インド洋熱帯域も対象海域とした広域の海洋変動の監視・予測情報の提供は、異常気象に関する情報改善や季節予報の精度向上とあいまって、我が国をはじめアジア太平洋諸国の天候に関してより精度の高い情報を利用することを可能にする。 （業績指標：検討中）	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ（実績評価方式） （業績指標：検討中）
19	被災したまちの早期復興等	○ 大規模地震に備えた事前対策、被災後の復興対策の両面から、緊急かつ総合的な取り組みに対する支援を強化することにより、大規模地震等に伴う人的・経済的被害を軽減するとともに、被災地の活力ある早期復興の実現を図る。 （業績指標：防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積…7,000ha（平成23年度））	○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ（実績評価方式） （業績指標：防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積…7,000ha（平成23年度））
20	雨に強い都市づくり支援事業の創設	△ 下水道施設の計画規模を上回る超過降雨に対しても住民の自助等により浸水被害の軽減が期待され、地域の浸水安全度の向上に寄与する。 （業績指標：下水道による都市浸水対策達成率…検討中）	○ 平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ（実績評価方式） （業績指標：下水道による都市浸水対策達成率…検討中）
21	密集市街地の整備促進（住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）の拡充）	△ 密集市街地の早急な整備改善を図り、最低限の安全性を確保することにより、大規模地震時に想定される市街地大火による人的・経済的被害を軽減する。 （業績指標：地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合…検討中）	○ 平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ（実績評価方式） （業績指標：地震時等において大規模な火災の可能性があり重点的に改善すべき密集市街地（約8,000ha）のうち最低限の安全性が確保される市街地の割合…検討中）
22	新築住宅の瑕疵担保責任の履行確保	△ 住宅保証基金の拡充により、経営基盤が比較的脆弱な中小住宅生産者が、保険制度を利用しやすい環境が整備され、消費者が安心して住宅を取得できる環境が整備される。 住宅瑕疵担保履行法の施行にあたり、検査、瑕疵認定、査定、普及・啓発等に加えて、紛争処理の体制整備を行うことにより、新制度の円滑な実施を図る。 （業績指標：検討中）	○ 平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ（実績評価方式） （業績指標：検討中）

2 3	住宅・建築物の耐震化に係る助成の拡充	△ 先行的に耐震化を促進することで、大地震発生時の人的被害及び住宅・建築物の被害を軽減する。 (業績指標：多数のものが利用する一定の建築物及び住宅の耐震化(①建築物、②住宅)…検討中)	○ 平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：多数のものが利用する一定の建築物及び住宅の耐震化(①建築物、②住宅)…検討中)
2 4	災害復旧のための建設機械の調達支援ネットワーク形成促進	△ 地方自治体や民間団体・企業等と連携し、全国的な調達支援ネットワークを構築し民間団体・企業や専門技術者の登録数を増やすことで、全国各地で発生する多様な災害に対して迅速かつ的確に対応することが可能となり、効果的な災害復旧活動に繋がる。 (業績指標：検討中)	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：検討中)
2 5	貯留浸透施設整備の推進	△ 都市化の進展に伴う洪水量の増大に対応する抑制が可能となり、床上浸水等の浸水被害を軽減する。 (業績指標：床上浸水被害を緊急に解消すべき戸数…検討中)	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 (業績指標：床上浸水被害を緊急に解消すべき戸数…検討中)
2 6	非買収型の河川事業に伴う建替家屋に係る特例措置の延長及び拡充(不動産取得税)	△ 土地利用一体型水防災事業による整備が進むことにより、早期に浸水被害対策を講じることができる。箇所ごとの事業費の低減が図られることにより、より多くの地域において浸水被害対策を講じることができる。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 (業績指標：検討中)
2 7	災害関連・災害復旧助成事業の拡充 ①直轄河川災害関連緊急事業の拡充	△ 次期出水で重大な被害に繋がるおそれの高い箇所についても事業を実施できるよう拡充し対策を行うため、国民生活の安定が図られると共に、一定規模の次期出水による重大災害を回避できる。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 (業績指標：検討中)
	②直轄砂防防災関連緊急事業の拡充	△ 直轄砂防事業緊急事業を拡充し、大規模土砂災害時における二次災害防止の応急措置に限り、箇所あたりの事業費等の要件を緩和することにより、迅速かつ的確な対策工事を可能とする。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 (業績指標：検討中)
	③氾濫中対策の整備	△ 改良復旧事業において、家屋以外の浸水の許容ならびに掘削残土を利用した水防拠点等の整備により、支出予算の削減を図る。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 (業績指標：検討中)
	④中小河川の災害関連事業の拡充	△ 災害関連事業の実施により、中小河川における河床変動によって小規模な災害が経年的に発生している区間の災害を防止し、将来的な支出予算の削減を図る。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 (業績指標：検討中)

28	河川管理施設等の戦略的維持管理	△ 河川維持管理計画（案）等の作成、試行を直轄管理河川のみならず、全国的に都道府県にも広げるものであり、河川管理施設の効果的・効率的な管理に資し、洪水等の被害の軽減も図られる。 （業績指標：検討中）	○ 河川維持管理計画（案）…平成24年度を目処に事後検証 河川維持管理実施計画（案）…平成20年度以降の毎年度事後検証	△ 管理実績を踏まえ、管理内容及び管理水準を見直すことで、事後検証を実施 （業績指標：検討中）
29	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の創設	△ これまでの国による緊急支援は、その都度体制をとって対応してきた。緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）としてあらかじめ体制を整備し、事前に人員・資機材の派遣体制を整備しておくことにより、各種調整の円滑化、迅速かつ適切な支援体制の構築による被害状況の早期把握、被災施設の早期復旧が可能となる。 （業績指標：検討中）	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 緊急災害対策派遣隊の活動実績などについて事後検証を実施 （業績指標：検討中）
30	直轄砂防管理費の創設	△ 火山噴火等に伴う継続的かつ大量の土砂流出がある溪流等において、国の直轄による集中的な除石等砂防設備の管理を行うことにより、下流域の被害を未然に防止することができる。 （業績指標：検討中）	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 （業績指標：検討中）
31	土砂災害対策の推進による避難困難地における避難場所の確保・保全	△ 従来、土砂災害等のおそれがあり、避難所を設けることができなかった集落においてその予定地も保全対象として位置づけることにより、市町村による避難困難地での避難所設置を促し、集落全体の警戒避難体制の強化をはかることによつて、土砂災害による人的被害の軽減を図ることができる。 （業績指標：検討中）	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 制度の拡充により実施された事業実績などについて事後検証を実施 （業績指標：検討中）
32	海岸堤防等老朽化対策緊急事業の創設	△ 計画的な老朽化対策を行うことにより海岸保全施設の機能を強化し、甚大な被害の発生を予防する。 （業績指標：津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積…検討中）	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 事後検証を実施 （業績指標：津波・高潮による災害から一定の水準の安全性が確保されていない地域の面積…検討中）
33	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業の拡充	△ 広範囲に堆積した海岸漂着ゴミや流木等への迅速な対応が可能となり、海岸漂着ゴミや流木等の対策の充実が図られる。 （業績指標：検討中）	○ 平成24年度を目処に事後検証	△ 事後検証を実施 （業績指標：検討中）

3 4	海上における総合的な安全対策の強化	<p>○ ・複雑化する船舶の運航形態に対応した望ましい安全管理体制のモデルを構築し、その普及を図ることで、最近多発している安全管理体制の欠如に起因する同種の海難事故の再発を防止する。</p> <p>・海難・災害等に関する共通データベースを構築し、重大海難への迅速な対応、海難・災害発生履歴、事業状況等を踏まえた適切な指導監督及び効果的な事故防止対策の企画立案を可能とすることにより、海難・災害発生が減少するとともに海上輸送の安全・安心に対する国民の信頼性が向上する。</p> <p>(業績指標：商船の海難船舶隻数…466隻以下(平成23年)(平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割異常減らすことを目標とする。)</p>	○ 平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：商船の海難船舶隻数…466隻以下(平成23年)(平成23年までの5年間で平成18年比で商船の海難船舶隻数を1割以上減らすことを目標とする。)
3 5	航空安全情報管理・提供システムを活用した総合的な航空輸送安全対策の強化	△ これまで十分に活用できなかった様々な安全情報等について、航空安全情報管理・提供システムにおいて一元的に管理・分析することによって、的を絞ったより効果的な安全対策が可能となり、事故及びその予兆となるトラブルを未然に防止する。 (業績指標：検討中)	○ 平成21年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：検討中)
3 6	領海、EEZにおける海洋調査の推進	△ 海洋調査を推進し、領海及び排他的経済水域の基盤的情報を整備することにより、我が国の海洋開発及び利用の計画立案等の海洋管理が図られる。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度に事後検証	△ 海洋調査の進捗状況について事後検証を実施 (業績指標：検討中)
3 7	安定的な海上輸送の確保方策	△ 安定的な海上輸送の確保のための法整備及びトン数標準税制の創設により、本邦外航海運事業者の国際的な競争条件の均衡化を通じた国際競争力の確保、日本籍船・日本人船員の計画的増加を図る。 (業績指標：日本籍船及び日本人船員の総数…検討中)	○ 平成20年度以降の毎年度のチェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：日本籍船及び日本人船員の総数…検討中)
3 8	スーパー中樞港湾プロジェクトの充実・深化	<p>○ ・大規模コンテナターミナルの整備等により、円滑な物流サービスやスケールメリットによる港湾コストの低減が図られ、スーパー中樞港湾の国際物流拠点機能が向上する。</p> <p>・臨海部物流拠点(ロジスティックセンター)の形成により、コンテナターミナルの機能が向上し、より物流の効率性が高まるため、輸送コストの低減が図られ、我が国の国際競争力が強化される。</p> <p>・出入管理システムの構築、導入、整備等ゲートの機能向上により、効率性・利便性・保安性が高まり、我が国港湾の国際競争力の強化を図ることができる。</p> <p>(業績指標：国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率…平成14年度比5%減(平成19年度))</p>	○ 平成23年度政策レビューにおいて事後検証	○ 政策レビュー(総合評価方式) (業績指標：国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率…平成14年度比5%減(平成19年度))

39	次世代シングルウィンドウの構築	△	港湾管理者の協力のもと、港湾管理者システムの改修を行うことにより、統一申請項目窓口の次世代シングルウィンドウへの一元化を図る。 (業績指標：検討中)	○	平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証	△	政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：検討中)
40	臨海部産業エリアの形成促進	○	産業に係る物流の効率化により、物流コストの縮減が図られ、我が国の産業の協力を強化する。 (業績指標：国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率…平成14年度比5%減(平成19年度))	○	平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証	○	政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：国際海上コンテナ貨物等輸送コスト低減率…平成14年度比5%減(平成19年度))
41	港湾施設の戦略的維持管理の推進	△	・長寿命化等に資する計画の策定に係る経費の予算措置を行うことにより、国および港湾管理者による当該計画の策定が推進される。 ・致命的損傷・崩壊を計画的かつ適時適切な点検・補修等により予防し、港湾施設の安全・安心が確保される。 (業績指標：検討中)	○	平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証	△	政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：検討中)
42	観光産業のイノベーションの促進事業	○	業務の共同・効率化や客室稼働率の向上による宿泊産業の生産性向上など、観光産業のイノベーションの促進に向けた新たなビジネスモデルの成功事例を積み上げ、その要因を分析・活用することで、観光産業におけるイノベーションが図られる。 (業績指標：国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数…4泊(平成22年度)、国内における観光旅行消費額…30兆円(平成22年度))	○	毎年度政策チェックアップを実施、観光立国推進基本計画の見直し(平成22年度)に併せて事後検証を実施	○	政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数…4泊(平成22年度)、国内における観光旅行消費額…30兆円(平成22年度))
43	ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクトの推進	○	観光立国推進基本計画を踏まえ、旅行者の満足度を向上させるとともに、発進力の更なる強化・拡大を図ることで、訪日外国人旅行者数の持続的な増加を促す。 (業績指標：訪日外国人旅行者数…1,000万人(平成22年))	○	毎年度政策チェックアップを実施、観光立国推進基本計画の見直し(平成22年度)に併せて事後検証を実施	○	政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：訪日外国人旅行者数…1,000万人(平成22年))
44	国際会議の開催・誘致の推進	○	観光立国推進基本計画を踏まえ、我が国が競争力を失っている要因について対策を講じ、開催・誘致活動に対する支援を行う。 (業績指標：主要な国際会議の開催件数…252件(平成23年))	○	毎年度政策チェックアップを実施、観光立国推進基本計画の見直し(平成22年度)に併せて事後検証を実施	○	政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：主要な国際会議の開催件数…252件(平成23年))

45	国内旅行需要創出・平準化等促進実証事業	○ 休暇を通じた国内旅行需要の創出・平準化の先進事例が蓄積されるとともに、これら成功要因の分析等を踏まえた普及・啓発活動を進めることにより、企業等における休暇取得の更なる促進及び国民全体の国内旅行需要の創出・平準化による地域経済の活性化が期待される。 (業績指標：国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数…4泊(平成22年度)、国内における観光旅行業費額…30兆円(平成22年度))	○ 毎年度政策チェックアップを実施、観光立国推進基本計画の見直し(平成22年度)に併せて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数…4泊(平成22年度)、国内における観光旅行業費額…30兆円(平成22年度))
46	国際競争力の高い魅力ある観光地の整備促進事業	○ 国の観光立国推進基本計画等を踏まえ、滞在力強化のための地域間連携を促すための新たな施策であり、満足度の高い滞在日数の増加に資する地域観光圏及び広域観光連携圏の形成と連泊客数の拡大を促す。 (業績指標：訪日外国人旅行者数…1,000万人(平成22年)、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数…4泊(平成22年度)、国内における観光旅行消費額…30兆円(平成22年度))	○ 毎年度政策チェックアップを実施、観光立国推進基本計画の見直し(平成22年度)に併せて事後検証を実施	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：訪日外国人旅行者数…1,000万人(平成22年)、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数…4泊(平成22年度)、国内における観光旅行消費額…30兆円(平成22年度))
47	集落の維持・再編等への取組の推進	△ 限界集落に暮らす方々の雪処理の負担を軽減し、安全安心を確保するとともに、基幹集落における集住を図ることにより、雪に親しむことをテーマとした交流活動が促進される。 (業績指標：検討中)	○ 平成24年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：検討中)
48	(財)民間都市開発推進機構の融通業務の見直し	○ 公共施設等の整備に要する費用を長期・低利の資金供給により支援することで、優良な民間都市開発事業の推進を図る。 (業績指標：民間都市開発の誘発係数…1.6倍(平成19～23年度))	○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：民間都市開発の誘発係数…1.6倍(平成19～23年度))
49	まち再生融資支援業務(仮称)の創設	○ 地方都市における優良な民間都市開発事業に対する資金供給の円滑化が図られることにより、民間都市開発事業が促進され、もって地域の活性化が図られる。 (業績指標：民間都市開発の誘発係数…1.6倍(平成19～23年度))	○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：民間都市開発の誘発係数…1.6倍(平成19～23年度))
50	暮らし・にぎわい再生事業の拡充	○ 地域固有のまちなみを活かした整備等や市街地再開発事業等の事業手法を活用等、地域の状況に応じた事業実施を可能とすることにより、中心市街地活性化のさらなる促進が図られる。 (業績指標：都市機能更新率…36.0%)	○ 平成20年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：都市機能更新率…36.0%)

5 1	地方鉄道活性化及びLRTシステムの整備について、地域の意欲的な取組への重点的な支援	<p>○ 自治体、鉄道事業者等が連携して実施する地方鉄道の活性化に資する地域の意欲的な取組を重点的に支援することにより、地域の鉄道を支えようとするインセンティブが向上し、地方鉄道の利用促進、活性化に向けて多様な地域の関係者が一体となった取組が促進される。</p> <p>(業績指標：経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合…60% (平成23年度))</p>	<p>○ 平成20年度以降の毎年度のチェックアップにおいて事後検証</p>	<p>○ 政策チェックアップ (実績評価方式)</p> <p>(業績指標：経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合…60% (平成23年度))</p>
5 2	地域公共交通活性化・再生総合事業	<p>○ 多種多様な地域のニーズや課題に的確に対応した、地域の独自性、創意工夫による地域公共交通の活性化・再生についての意欲的な取組が促進され、地域にとって最適な地域公共交通の活性化・再生が図られる。</p> <p>(業績指標：地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数…30件 (平成23年度))</p>	<p>○ 平成23年度に政策チェックアップ、政策レビューにより事後検証</p>	<p>○ 政策チェックアップ (実績評価方式)、政策レビュー (総合評価方式)</p> <p>(業績指標：地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数…30件 (平成23年度))</p>
5 3	総合的な都市交通戦略の更なる推進のための都市交通システム整備事業の拡充	<p>○ 都市交通施策のプログラムに基づき施設整備や交通行動の誘導等を実施することにより、徒歩、自転車、自動車、公共交通の適正な分担による望ましい都市像の実現と安全で円滑な交通の確保を図る。</p> <p>(業績指標：基幹的な公共交通を利用可能な人口の割合…74% (平成23年度))</p>	<p>○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証</p>	<p>○ 政策チェックアップ (実績評価方式)</p> <p>(業績指標：基幹的な公共交通を利用可能な人口の割合…74% (平成23年度))</p>
5 4	スピーディな事業展開のための用地取得条件整備モデル事業の創設	<p>○ 近年における公共事業予算の縮減傾向に伴い、重点的かつ効率的な事業実施が従来にも増して必要となっている中で、本施策の実施により、あらかじめ明示された完成時期を目標とした計画的な用地取得が可能となり、事業の効率化・迅速化が図られる。</p> <p>(業績指標：用地取得が困難となっている割合 (用地あい路率) …3.15% (平成19年度～平成23年度の平均))</p>	<p>○ 平成23年度以降の毎年度のチェックアップにおいて事後検証</p>	<p>○ 政策チェックアップ (実績評価方式)</p> <p>(業績指標：用地取得が困難となっている割合 (用地あい路率) …3.15% (平成19年度～平成23年度の平均))</p>

5 5	建設業・不動産業の経営基盤等の強化	<p>○ ・建設業においては、建設業のノウハウを活用できる分野に進出して活動領域の拡大を図るとともに、コミュニティー産業として地域活性化に貢献することが求められている。このような新分野進出の意欲のある建設業者を支援し、その事例を普及・啓発することが、業界全体の底上げを図る。</p> <p>・先進事例の普及のための講習会の実施支援や新規事業の実施支援の実施結果を公表し、意欲がある中小業者の参考となるよう幅広く周知啓発を行い、不動産業界全体の底上げを図る。</p> <p>・不動産業者における暴力団排除やマネーロンダリング対策の法令遵守、不動産投資市場における関連業者の内部統制の確立により、早期に不動産業界のコンプライアンスを確立する。</p> <p>(業績指標：不動産証券化実績総額…66兆円(平成23年度)、指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数…274千件(平成23年度)、宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移…0.30%(平成19年度～平成23年度の5年間平均)、建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数…400件(平成21年度))</p>	○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：不動産証券化実績総額…66兆円(平成23年度)、指定流通機構(レインズ)における売却物件の登録件数…274千件(平成23年度)、宅地建物取引業保証協会の社員である宅地建物取引業者に対する弁済を受けるための宅地建物取引業保証協会の認証件数の割合の推移…0.30%(平成19年度～平成23年度の5年間平均)、建設業の活力回復に資するモデル的な取組の創出件数…400件(平成21年度))
5 6	不動産投資市場の健全な発展のための情報基盤の構築	<p>○ 不動産管理に係るデータベースを構築し、不動産鑑定評価の指導監督を強化することを通じて、不動産鑑定評価の信頼性の向上が図られるとともに、不動産取引の指針となるようなデータを一般に提供することを通じて、不動産市場の透明化が推進され、ひいては不動産投資市場の健全な発展が促される。</p> <p>(業績指標：地価情報を提供するホームページのアクセス件数…25,390千件(平成23年度)、取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数及び②取引価格情報の提供件数…①40百万件(平成23年度)、②1百万件(平成23年度))</p>	○ 平成23年度以降の毎年度のチェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：地価情報を提供するホームページのアクセス件数…25,390千件(平成23年度)、取引価格情報を提供するホームページへの①アクセス件数及び②取引価格情報の提供件数…①40百万件(平成23年度)、②1百万件(平成23年度))
5 7	地域の建設業界と専門高校が連携した将来の人材育成の強化	<p>○ 若手の人材育成に熱心な建設業者の開拓、建設技能者による学校での生徒に対する実践的指導、工業高校生の技能技術水準に応じた副教材の作成、建設技能者による教員に対する高度な技能技術の習得を図る研修等の実施など、モデル的な取組を実施し、その成果の普及を図ることにより、効果的に優秀な人材の確保・育成が図られる。</p> <p>(業績指標：建設技能労働者の過不足状況…不足率1.2%(平成18年)→1.2%以下(平成23年)、技能工のD.I.30ポイント(平成18年)→30ポイント以下(平成23年))</p>	○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：建設技能労働者の過不足状況…不足率1.2%(平成18年)→1.2%以下(平成23年)、技能工のD.I.30ポイント(平成18年)→30ポイント以下(平成23年))

5 8	「海の日」 「海の月間」 における海事 産業振興事業 の推進	○ ・従来は、それぞれの地域・団 体ごとに行われてきた「海の日」 「海の月間」関連事業を、 国が中心となって官民の連携を 強化しながら事業を展開すること により、統一的かつ広域的な 海事広報活動を行うことが可能 となる。 ・本施策を通じて、若年層をは じめとする多くの国民に海の仕 事の魅力、重要性を知ってもら うことは、海事産業における将 来的な人材確保と海事産業の活 性化につながるものであり、目 標達成に貢献するものである。 (業績指標：「海の日」「海の 月間」を中心に、効果的な海事 広報を推進するため、国土交通 省が新たに実施したイベント 数…毎年12件(平成24年 度))	○ 平成24 年度政策 チェック アップに おいて事 後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価 方式) (業績指標：「海の日」「海の 月間」を中心に、効果的な海事 広報を推進するため、国土交通 省が新たに実施したイベント 数…毎年12件(平成24年 度))
5 9	海洋環境立国 を支える人材 育成支援事業	○ 造船産業の競争力の基盤となる 技術者の確保・育成が効率的に 実施でき、我が国造船業に求め られている多様な社会的・経済 的ニーズに応えることができ、 我が国造船産業の維持・発展及 び活性化につながり、「環境立 国・日本」、「海洋立国」の実 現に資する。 (業績指標：造船業・船用工業 の生産高(世界シェア)…1/ 3(平成21年度))	○ 平成21 年度政策 チェック アップに おいて事 後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価 方式) (業績指標：造船業・船用工業 の生産高(世界シェア)…1/ 3(平成21年度))
6 0	船員確保・育 成等総合対策 事業	○ 外航日本人船員の減少、内航船 員の高齢化等に伴う人手不足に 対応し、船員を集め、育て、 キャリアアップを図り、陸上海 技者への転身を支援するととも に、海事地域の振興を図る。 (業績指標：海運業(外航及び 内航)における船員採用者数の 水準…135(平成22年 度))	○ 平成22 年度政策 チェック アップに おいて事 後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価 方式) (業績指標：海運業(外航及び 内航)における船員採用者数の 水準…135(平成22年 度))
6 1	「新たな公」 によるコミュニ ティ創生支援 モデル事業 の創設	△ 活力減退地域における住民の不安 増幅、貴重な文化・伝統・風 土等の喪失や、国土の不適切な 管理による国土の荒廃・災害脆 弱性の拡大といった課題に対応 するためには、従来型の自治体 や脆弱化する地縁型コミュニ ティに限定した対応のみでは限 界があり、地域づくりへの誇り や愛着を持つ多様な主体の参加 の熱意・ニーズの高まりを踏ま え、「新たな公」によるコミュニ ティ創生の活動の拡大を通 じ、地域資源を活用した地域の 活性化、効率的・持続的な地域 経営への転換等を図る。 (業績指標：検討中)	○ 平成20 年度以降 毎年度の 政策 チェック アップに おいて事 後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価 方式) (業績指標：検討中)

6 2	広域ブロック自律施策等推進費の創設	△ 地域からのボトムアップ的な発意と関係各府省や地方の関係主体の密接な連携を促し、これによって企画された調査のうちから実施の効果及び必要性の高い調査課題を選定し、執行段階で移し替えを行い実施するものであり、社会経済情勢の変化や地方のニーズに的確に対応した広域プロジェクトの具体化等が一層促進される。 (業績指標：検討中)	○ 平成22年度以降毎年度の政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：検討中)
6 3	推進研究テーマ設定によるイノベーション推進に向けた研究開発助成制度の強化	○ ・重点的に実施する推進研究テーマ(政策課題)に対し、研究者の独創的で自由な発想や、現場で蓄積された民間の経験や知恵を反映させ、2～3年という短期間で成果を社会に還元することができる。 ・実用化までの一貫した研究開発思想が整理され、イノベーションが推進・実現される。 (業績指標：年度計画通りに進捗した技術研究開発の推進…80% (平成19年度以降毎年度))	○ 平成24年度を目処に事後検証	○ 研究開発結果を含めて、拡充した制度について事後検証を実施(業績指標：年度計画通りに進捗した技術研究開発の推進…80% (平成19年度以降毎年度))
6 4	IT技術による国土交通分野高度化のための調査・研究経費(東アジアにおける交通系IC乗車券に関する調査・研究)	○ 東アジアの交通系IC乗車券の共通化、相互利用化の実現により、言葉及び通貨のバリアが解消され、東アジア域内の人々が可能な限り効率的な方法で行き来できるようになる。これにより、移動の円滑化、支払いの円滑化が図られ、交流人口の増大、観光消費の拡大を実現することが可能となる。 (業績指標：東アジアにおける交通系IC乗車券の共通化・相互利用化を達成した都市数…2都市(平成23年度))	○ 平成23年度政策チェックアップ、政策レビューにより事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式)、政策レビュー(総合評価方式) (業績指標：東アジアにおける交通系IC乗車券の共通化・相互利用化を達成した都市数…2都市(平成23年度))
6 5	ASEANやインドにおける物流インフラ整備への支援	△ ASEAN・インドにおいて物流インフラ整備を十分に支援することにより物流のボトルネックを解消し、多数進出している日系企業の活動を支援できるとともに、ASEAN・インドの経済発展に資する。 (業績指標：国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数…検討中)	○ 平成22年度政策チェックアップにおいて事後検証	△ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数…検討中)
6 6	官庁施設のリノベーション事業の実施	○ リノベーションは、既存構造躯体を再利用しながら、施設利用者のニーズ等の変化に伴う社会的な機能劣化の回復等も可能となるため、既存施設の長寿命化を図る。 (業績指標：官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(①耐震対策、②バリアフリー対策、③環境への配慮、④総合)…①85%(平成23年度)、②41%(平成23年度)、③35%(平成23年度)、④28%(平成23年度))	○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価方式) (業績指標：官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(①耐震対策、②バリアフリー対策、③環境への配慮、④総合)…①85%(平成23年度)、②41%(平成23年度)、③35%(平成23年度)、④28%(平成23年度))

67	クールビズ・ウォームビズ対応型オフィスの整備推進	○ 行政サービス環境を確保しつつ、クールビズ・ウォームビズが実施可能となることから、官庁施設における省CO2対策の一層の推進が図られる。 (業績指標：保全状態の良好な官庁施設の割合等 (②官庁営繕関係基準類等の策定事項数) … ②25 (平成23年度))	○ 平成23年度政策チェックアップにおいて事後検証	○ 政策チェックアップ(実績評価) (業績指標：保全状態の良好な官庁施設の割合等 (②官庁営繕関係基準類等の策定事項数) … ②25 (平成23年度))
合 計		○=34 △=33	○=67	○=34 △=33
(備考)				

- (注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。
2 各欄の記載事項については、「政策評価審査表(事業評価(事前)関係)の記載事項」を参照

政策評価審査表（事業評価（事前）関係）の記載事項

欄 名	記 載 事 項
「整理番号」欄	評価書に掲載された政策について順次番号を記入した。
「政策」欄	評価の対象とされた政策の名称を記入した。
「得ようとする効果の明確性」欄	<p>政策の実施により得ようとする政策効果を記入した。</p> <p>得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものは、「○」を記入した。「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものは、「△」を記入した。得ようとする効果についての記載がないものは、「－」を記入した。</p>
「検証を行う時期の特定」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、その検証を行う時期を記入した。</p> <p>当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものは、「○」を記入した。事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものは、「△」を記入した。事後的検証を行うことが明らかにされていないものは、「－」を記入した。</p>
「効果の把握の方法の特定性」欄	<p>事後的検証を予定している場合に、政策の実施後に実際に得られた効果をどのように把握・測定するのかを記入した。</p> <p>政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものは、「○」を記入した。効果の把握の方法が不明確なものは、「△」を記入した。</p>